

環 農 第1632号
平成15年11月10日

大阪府環境審議会
会 長 南 努 様

大阪府知事 太 田 房 江



大阪府における放置自動車対策の制度化について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

近年、リサイクルに伴い排出されるシュレッダーダストの処分費の高騰等により、使用済自動車の逆有償化（処理費を支払って引取ってもらう）が進んでおります。こういった中で、放置自動車は増加傾向にあり、道路の機能や地域の美観を損ねるとともに、府民の安全な生活を阻害する原因となっております。

ところで、使用済自動車のリサイクル・適正処理を目的とした「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が平成17年1月1日に全面施行されることとなっております。

この法律では、新車は、購入時にリサイクル料金を先払いする制度が導入されますが、既販車は、最初の車検時までにはリサイクル料金を支払うこととされていますことから、その車検が完了する平成19年末までは、料金の支払いを逃れようとして放置自動車がさらに増加することが懸念されます。

しかしながら、現行の法制度では、放置自動車の所有者を究明する手段や所有者に撤去を講じさせるための措置が限られております。また、所有者等が不明で施設管理者が撤去を行う場合に、長期間を要しております。

そのため、府は率先して、放置自動車の増加を抑制し、迅速に撤去するための制度化を図る必要があります。

制度化の検討に当たっては、幅広く府民等からの意見を反映させるとともに、制度に盛り込むべき事項や関連する法律との整合性の確保等について専門的な見地から検討を進める必要があります。

このため、放置自動車対策制度について貴審議会に意見を求めるものです。